

既存住宅の購入

最終更新日 2021/4/2

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	既存住宅	他の補助制度との併用	他の補助金等と併用は可能ですか	<p>住宅の取得を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。代表的な補助制度との併用の取扱については次の通りです。</p> <p>【併用可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すまい給付金 ・ 住まいの復興給付金 ・ 外構部の木質化対策支援事業 ・ 住宅ローン減税等の税制優遇 ・ 被災者生活再建支援制度 ・ 解体工事への補助 	2021/03/02
2	既存住宅	住宅	本制度の対象となる既存住宅とはなんですか	<p>本制度の対象となる既存住宅とは、2019年12月14日以前に建築され、売買代金が100万円（税込）以上の住宅です。なお、新築時期に関しては、不動産登記で確認します。</p>	2021/03/02
3	既存住宅	住宅	既存住宅を購入して、リフォームを行った場合、「既存住宅の購入」と「リフォーム」の両方を申請できますか	<p>既存住宅の購入とあわせて本制度の対象となるリフォームを行う場合、既存住宅の購入またはリフォームのいずれかのみ申請可能です。（両方を申請することはできません）</p>	2021/03/02
4	既存住宅	住宅	未登記の既存住宅を購入した場合、対象になりますか	<p>未登記の住宅は申請できません。本制度の対象となる既存住宅である新築の時期を、登記事項証明書で確認します。</p>	2021/03/02
5	既存住宅	不動産売買契約	既存住宅の売主に指定はありますか（個人間売買の既存住宅も対象になりますか）	<p>特に指定はありません。ただし、売主が宅地建物取引業者ではない場合、追加工事交換は利用できません。（発行されたポイントは商品交換に利用可能です）</p>	2021/03/02
6	既存住宅	住民票の写し マイナンバーカード	住民票の写しや、マイナンバーカードを提出する際に個人番号（マイナンバー）の記載は必要ですか	<p>個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。提出された書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、事務局（受付窓口含む）は個人番号（マイナンバー）を塗りつぶします。</p>	2021/04/02